

2月の削減目標

	手続名	平成29年度コスト	令和元年度コスト目標	削減率
(1)	日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出（銀行法第8条第1項）	589時間	425時間	27.86%
(2)	営業開始等の届出（銀行法第53条第1項）	4,763時間	3,309時間	30.54%
(3)	保険会社の届出（保険業法第127条第1項）	20,061時間	16,695時間	16.78%
(4)	保険持株会社の届出（保険業法第271条の32第1項）	788時間	656時間	16.78%
(5)	少額短期保険業の開始等の届出（保険業法第272条の21第1項）	746時間	488時間	34.62%
(6)	登録金融機関の事業報告書の提出（金融商品取引法第48条の2第1項）	2,122時間	2,122時間	0.00%
(7)	金融商品取引業等の諸届出（金融商品取引法第50条第1項）	15,113時間	9,734時間	35.59%
(8)	事業報告書の提出（貸金業法第24条の6の9）	23,896時間	23,896時間	0.00%
(9)	特定目的会社の事業報告書の提出（資産の流動化に関する法律第216条）	5,806時間	5,806時間	0.00%
(10)	前払式支払手段の発行に関する報告（資金決済に関する法律第23条第1項）	30,824時間	30,824時間	0.00%
	計	104,707時間	93,954時間	10.27%

3月の削減目標

	手続名	平成29年度コスト	令和元年度コスト目標	削減率
(1)	日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出（銀行法第8条第1項）	589時間	425時間	27.86%
(2)	営業開始等の届出（銀行法第53条第1項）	4,763時間	3,309時間	30.54%
(3)	保険会社の届出（保険業法第127条第1項）	20,061時間	16,695時間	16.78%
(4)	保険持株会社の届出（保険業法第271条の32第1項）	788時間	656時間	16.78%
(5)	少額短期保険業の開始等の届出（保険業法第272条の21第1項）	746時間	488時間	34.62%
(6)	登録金融機関の事業報告書の提出（金融商品取引法第48条の2第1項）	2,122時間	1,196時間	43.64%
(7)	金融商品取引業等の諸届出（金融商品取引法第50条第1項）	15,113時間	9,734時間	35.59%
(8)	事業報告書の提出（貸金業法第24条の6の9）	23,896時間	23,466時間	1.80%
(9)	特定目的会社の事業報告書の提出（資産の流動化に関する法律第216条）	5,806時間	4,107時間	29.27%
(10)	前払式支払手段の発行に関する報告（資金決済に関する法律第23条第1項）	30,824時間	22,347時間	27.50%
	計	104,707時間	82,422時間	21.28%